

## たてばやし市議会だより表紙写真募集要項

### 1 目 的

たてばやし市議会だより（以下「市議会だより」という。）が市民の皆様にも親しまれ、身近に感じていただけるよう、表紙に掲載する写真を募集します。

### 2 応募資格

館林市内に在住、もしくは、館林市内に通勤・通学されている方

### 3 応募写真

館林市内で撮影した四季折々の風景、行事など、市議会だよりの表紙にふさわしい写真で、次のすべての条件を満たすものとします。

#### (1) 規格等

- ①高画質（350万画素以上）のデジタルデータで提供できるもの
- ②横向き（比率：概ね縦1、横1.5）でバランスが取れるよう撮影された未加工のもの（発行済の市議会だよりをご参照ください。）

#### (2) 条件等

- ①応募者（撮影者）本人に著作権があるもの
- ②原則として、館林市内で1年以内に撮影したもの
- ③未発表のもの

### 4 応募期間

受付期間は、通年とします。

### 5 応募上の注意

表紙写真の応募については、次の点に注意してください。

- (1) 被写体が人物又は個人の所有物である場合は、応募に関して必ず被写体ご本人（被写体が未成年者の場合はその保護者）又は所有者の承諾を得てください。  
ただし、イベント等で多数の被写体が撮影されており、個人の特定性が低いと判断される場合又は風景写真として個人の所有物が撮影されている場合は、この限りではありません。
- (2) 応募写真に関する著作権、肖像権、プライバシー権等の権利侵害の問題が発生した場合、その責任及び解決は全て応募者に帰属するものとし、館林市議会は一切関与しません。
- (3) 応募写真の著作権は、応募者（撮影者）に帰属しますが、応募した時点で、その写真は館林市議会が無償で使用することに承諾したものとみなします。

- (4) 採用された写真については、紙面の都合上、必要に応じてトリミングなどの加工処理等を行うことに応募者が承諾したものとみなします。
- (5) 応募に係る費用は、全て応募者の負担とさせていただきます。
- (6) 応募していただいた記録媒体及びデータの返却は、原則として行いません。
- (7) 応募に対する参加賞はありません。ただし、採用された方には、記念品等（千円程度）を贈呈します。
- (8) 原則として、応募後の辞退はできません。
- (9) 公序良俗に反するものは採用しません。
- (10) 特定の個人や企業等の宣伝・広報活動とみなされるもの及び特定の政治や宗教の活動を助長するとみなされるものは採用しません。

## 6 応募方法

別紙応募用紙に必要事項を記入の上で、電子メール・郵送・直接持参のいずれかの方法でご応募ください。

### (1) 直接持参又は郵送の場合

応募用紙と応募写真のデジタルデータを保存したCDを館林市議会事務局に持参又は郵送してください。持参する場合は、館林市役所の開庁日の午前9時から午後5時までの間にお越しください。

### (2) 電子メールの場合

件名に「館林市議会だより表紙写真応募」と明記し、応募用紙と応募写真のデジタルデータを添付して送信してください。

## 7 その他

- (1) 応募者から得た個人情報、表紙写真の掲載に関する事項以外には使用しません。
- (2) 応募写真の採用は、館林市議会議会報編集委員会において選考・決定いたします。
- (3) 選考に関する問い合わせには応じられません。
- (4) 選考の結果は、採用作品の応募者にもみ、議会事務局より通知いたします。
- (5) 写真のタイトル、撮影者の氏名、撮影場所等を表紙に掲載します。ただし、氏名の掲載を希望しない場合は、この限りではありません。
- (6) 応募写真の保存年限は、当該応募を受け付けた日が属する年度の翌年度末とし、一度落選となった作品も、この期間内においては再度選考対象とします。

## 8 問合せ・応募先

〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号  
館林市議会事務局(館林市役所議会棟3階)  
TEL (0276) 72-4111 内線354  
FAX (0276) 75-6777  
E-mail:gikai@city.tatebayashi.gunma.jp